

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年8月31日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和4年8月31日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ鹿児島駅西口店

鹿児島市浜町1番の一部

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年5月13日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 店舗の新設にあたっては、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。

イ 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

ウ 交通処理計画について、事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、追加的対策を講じること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 路外駐車場の設置にあたり、駐車場法第11条に該当する場合は基準に基づく構造とすること。

イ 駐輪場には施錠バーを設置するなど、盗難防止対策に努めること。

ウ 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して、利用者の安全性の確保を図ること。

エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

イ 鹿児島市環境保全条例の特定施設（定格出力が5.5kW以上の圧縮機等）を設置する場合は、必要な届出を設置30日前までに行うこと。

ウ 特定工場等に該当する場合、規制基準を遵守すること。規制基準を超えていることが判明した場合は規制基準を遵守できるよう追加で対策を講じること。

エ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上となる場合は鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

オ 店舗周辺住民等から騒音、振動および悪臭などに関する苦情の申し立てがあったとき

は、誠意をもって対処すること。

カ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別を徹底し，排出抑制とリサイクルに努めること。

キ 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，廃棄物処理業の許可の有無，委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。なお古紙類や産業廃棄物については，鹿児島市が運営する施設では処理できないので注意すること。

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づく報告を行うとともに，事業活動に伴い多量（月平均500kg以上）の一般廃棄物を排出する場合は，鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づき一般廃棄物の減量に関する計画書を作成すること。

(4) 都市計画について

ア 当該地は，以下の区域に該当している。

(ケ) 都市計画においては「準工業地域」に指定されている。

(イ) かごしまコンパクトなまちづくりプランにおいては「居住誘導区域内」，「都市機能誘導区域（中心市街地（広域交流区間形成ゾーン））内」に該当している。

イ 建築物の新築等にあたっては関係法令を遵守すること。

ウ 本届出の所在地で行われている開発行為は都市計画法に基づく開発許可（指令土調開第4－8号）を受けている。

(5) 景観について

ア 令和4年4月18日付け第4－7号景観計画区域内行為届出書に係る届出の内容を確実に履行するとともに，本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

イ 屋外広告物を掲出する場合には，本市屋外広告物条例を遵守し，許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(6) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。

(7) その他

ア 届出のあった土地の一部が，稲荷川の洪水浸水想定区域に含まれていることを十分考慮した上で，所有，占有，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

イ 当該店舗予定地周辺について，大型車両の通行に伴う道路交通振動の苦情がある。